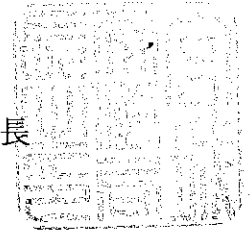


宮労発基 1224 第 3 号  
令和元年 12 月 24 日

東北地方整備局長 殿

宮 城 労 働 局 長



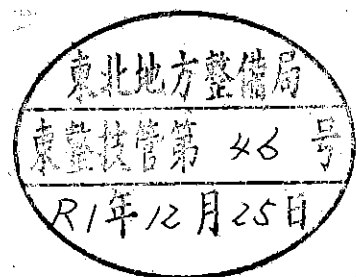
移動式クレーンによる労働災害防止に係る取組について（要請）

労働災害防止につきましては、平素より格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、移動式クレーンによる作業の安全の確保につきましては、従前よりクレーン等安全規則の遵守等その徹底をお願いしているところですが、今年 11 月に塩釜市内の建設工事現場において、移動式クレーンを用いて荷役作業中、当該クレーンが転倒し、1 人が死亡、5 人が負傷する重大災害が発生したところですが、また、当局管内における移動式クレーンの転倒等の事故は、今年 5 月に仙台市太白区及び同年 10 月に気仙沼市において、それぞれ建設現場において発生している状況にあります。

今回の事故の原因につきましては、所轄署で調査中ですが、12 月に入り、冬季の厳しい環境下における作業となるとともに、年末の作業量増加が想定される中、同種事故の発生防止に取り組むことが求められるところです。

つきましては、移動式クレーンの転倒等による労働災害の防止に向け、受注業者等に対して、安全対策の確実な実施の指導・支援等に係る特段の御配慮をお願いいたします。



## 移動式クレーンの転倒事故と安全管理のポイント

### 1 災害速報

『工事現場で大型クレーン車が転倒し、1人死亡、5人負傷』

- (1) 災害発生日時 令和元年12月18日(水)午前7時40分頃
- (2) 災害発生場所 宮城県塩釜市新浜町 ホームセンター建設  
工事現場
- (3) 災害発生状況 作業中の大型クレーン車(80t用)が転倒し、  
少なくとも車7台がアーム部分の下敷きになり、  
車内にいた40歳代の男性1人が死亡、  
その他に男性5人が負傷した。

### 2 上記以外のクレーン車の転倒事故

(宮城労働局管内の本年把握分)

#### (1) 仙台市太白区での事故

発生年月日 : 令和元年5月9日

被災状況 : 被災者なし、民家2階の屋根を突き破り、  
民家半壊

事故発生概要: ラフタークレーン(70t用)でコンクリート擁壁をつり上げ、旋回したところ、転倒したものの。

#### (2) 気仙沼市での事故

発生年月日 : 令和元年10月26日

被災状況 : 被災者なし

事故発生概要: クローラクレーン(4.9t用)でロックボルトをつり上げ、旋回したところ、転倒したものの。

### 3 移動式クレーンに係る安全管理のポイント

(1) 過負荷作業を行わないこと。

また、過負荷防止装置の自動停止機能を解除しないこと。

(2) 移動式クレーンの設置に当たっては、アウトリガーを最大に張り出すことを基本とし、中間張出しの場合は定格荷重が減少することから適正な張出幅を確保すること。

また、十分な広さ及び強度を有する鉄板等を敷設し、その上に移動式クレーンのアウトリガー及びフロントジャッキを張り出して作業を行うこと。

(3) 事前に移動式クレーンの種類に応じた転倒防止方法を検討し、作業開始前に当該検討結果を基に荷揚げ等する資材と当該クレーンの設置位置関係、荷揚げ等作業の作業手順等を関係者で確認すること。

(4) 元方事業者は移動式クレーンの転倒防止及びその配置に係る計画を作成し、当該計画に基づき、適切な転倒防止措置を講じるよう関係請負人及び関係請負人の労働者に必要な指導を行うこと。

(5) クレーン作業中の強風対策として、強風（10分間の平均風速が10m/sec）時には作業を中止するとともに、強風により移動式クレーンが転倒するおそれがあるときはジブを固定する等の措置を講ずること。

なお、クレーン周辺の風の状態を把握するため、現場に風速計や吹き流し等を設置し、常時様子を観察すること。

(6) 移動式クレーンの運転者に対し、安全衛生教育指針に示す移動式クレーン運転士安全衛生教育を行う等により安全作業の定着を図らせること。